

食品営業許可（更新）申請手続き

令和7年(2025年)4月1日から各区保健所分室は広島市保健所(中区富士見町)に統合されました。更新手続きは以下の手順により行ってください。

1 保健所職員が事前に施設調査や継続確認を行います



2 ①～③いずれかの方法で、申請手続きを行ってください

(申請時期の具体例)営業許可証有効期間が「令和8年4月末日」であれば、手続き申請は令和8年(2026年)4月1日～30日に行ってください(23日までを目安にお早めに)

申請方法

地図詳細はこちら⇒



窓口申請

① 広島市保健所窓口(中区富士見町) ※現金のみ

駐車場は駐車台数に限りがあります。できる限り公共交通機関をご利用ください。

② 安佐南区・安佐北区・佐伯区役所での臨時受付窓口
事前予約制 (日程は裏面記載) ※現金のみ

電子申請

③ オンライン申請・電子決済 ※領収証は発行できません

※クレジットカード、PayPay、d払い、auPAY 対応

(対象)「**食品衛生申請等システム**」により申請されたもの

(詳細は裏面記載)



3 更新申請・手数料納付を確認後、

原則、広島市保健所の窓口にて許可証を発行します

郵送希望の場合は、申請時に140円切手付き返信用封筒(A4サイズが折らずに入る大きさ)に送付先を記入し、お持ちください

※新規申請の場合は、広島市保健所(中区富士見町)までご相談ください
代表者変更・屋号変更等がある場合は、職員にお問い合わせください

② 臨時受付窓口での申請 (事前予約制)

全日程の開設時間は10:00～14:00

事前予約受付:

082-545-3711 (受付時間:9:00～16:00)

(※各日程の予約期限は、開設日の2営業日前まで)

	安佐南区役所1階 第一会議室	安佐北区役所1階 保健所分室跡地	佐伯区役所1階 相談室
4月	9日(木)	7日(火)・21日(火)	8日(水)・22日(水)
5月	14日(木)	12日(火)・19日(火)	13日(水)・20日(水)
6月	11日(木)	2日(火)・16日(火)	3日(水)・17日(水)
7月	9日(木)	14日(火)・21日(火)・29日(水)※	8日(水)・22日(水)
8月	20日(木)	4日(火)・18日(火)	5日(水)・19日(水)
9月	10日(木)	1日(火)・8日(火)・29日(火)※	2日(水)・16日(水)
10月	8日(木)	6日(火)・20日(火)	7日(水)・21日(水)
11月	12日(木)	10日(火)・17日(火)	4日(水)・18日(水)
12月	17日(木)	1日(火)・8日(火)	2日(水)・16日(水)
R9年1月	14日(木)	5日(火)・12日(火)	6日(水)・13日(水)
R9年2月	12日(金)	9日(火)・16日(火)	3日(水)・17日(水)
R9年3月	11日(木)	2日(火)・16日(火)	3日(水)・17日(水)

水質検査の受付も行います。(※7/29(水)、9/29(火)に限り水質検査の受付はできません)

(採水容器の受け取りは、電話予約時に臨時受付窓口利用と併せてお申し込みください)

③ オンライン申請・電子決済 利用手順 (2025年4月利用開始)

1. 「食品衛生申請等システム」によるオンライン申請(事前に利用者登録が必要です)

※オンライン申請後、保健所から今後の手続きをご案内させていただきます



◀「食品衛生申請等システム」

リンク先はこちら

問い合わせ先 広島市保健所(広島市健康福祉局保健部)食品保健課
広島市中区富士見町11番27号
TEL:082-241-7434